

## 最低賃金の改善と中小企業支援策の拡充を求める意見書

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられ、地域別最低賃金の2019年度の改定では、最も高い東京では1,013円、北海道では861円、最低の鹿児島県を含めた14県が790円です。これでは、毎日フルタイムで働いても月11～14万の手取りにしかならず、憲法が保障する『健康で文化的な最低限度の生活』はできません。

しかも、時間額で223円の地域間格差によって地方から労働者が都市部へと流出し、地方の人口減を加速させた高齢化と地域経済の疲弊を招いています。地域の衰退を止め、地域経済を再生する上で、最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、必要不可欠な経済対策です。

また、最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事起こしや単価改善につながる施策の充実が必要です。公正取引の観点からも、企業間取引の力関係の中で単価削減・賃下げが押しつけられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。このことにより、地域の中小・零細企業とともに、そこで働く労働者の生活改善につながる地域循環型経済で地域経済を活性化させることとなります。

労働基準法は、第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない。」としており、最低賃金法第9条は、「最低賃金は生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。」としています。最低賃金を大幅に引き上げつつ地域間格差をなくして、中小企業支援策の拡充を実現することが必要です。

以上の趣旨により、下記の項目の早期実現を求め、意見書を提出する。

### 記

1. 政府は、労働者の生活を支えるために、最低賃金を1,000円以上に引き上げ、将来的に1,500円以上にすることをめざすこと。
2. 政府は、最低賃金法を改正し、「全国一律最低賃金制度」を実現すること。
3. 政府は、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月19日

北海道根室市議会

提出先

内閣総理大臣 厚生労働大臣

中央最低賃金審議会会長